# 第2検討部会 会議録

会議の名称	第 26 回 第 2 検討部会
開催日時	平成 20 年 10 月 21 日 (火) 18 時 00 分から 20 時 10 分
開催場所	川口市職員会館 3階 会議室
出 席 者	(部会長)平副委員長
	(委員)石井委員、小川委員、高橋委員、立石委員、永瀬委員、吉田委員、
会議内容	. 編集委員会からの報告と素素案への意見
	. 運営調整部会の報告と意見
	. 対話集会の報告
	. 今後の日程、進め方
会議資料	「第 26 回検討部会」、「対話集会意見集 ( 各部会 )」
	. 編集委員会からの報告と素素案への意見
発 言	【素素案について(編集委員会の報告)】
	・ 名称については 4 つまで絞り込めたが、まだどの名称に決まるかはわ
	からない。
	・ 前文は、高橋委員の前文案も加わり、4 つの案がある状態だ。
	・ 総則については、ビジョンへの言及は落とされることとなった。
	・ 定義において協働の定義を盛り込むかはまだわからない。対話集会等
	の結果にもよると考える。
	・ 市民の権利、市民の役割にはあまり変化がないが、事業者については、
	「事業者の責務」から「事業者の役割」と変更になった。
	・ 協働の原則についてはどのように扱うかはわからないが、今のところ
	は盛り込まれていない。
	・ アクセス手段の部分は変更が無い。
	・ 住民投票は別に条例を作ることとなった。その条例をいつまでに作る
	のかははっきりしていない。
	・ 出資する法人の長を兼務してはならないという項目は削除となった。
	【素素案に対する意見】
	・ 住民投票について、投票権や発議要件をしっかり議論したほうが良い
	との意見がある。また、川口は今のところ基地問題等の課題があるわ
	けでもない。にもかかわらず、「実施しなければならない。」という義
	務付けの形で決まった理由が全体会での説明ではわかりづらかった。 ************************************
	・ 議会のところで、会派という言葉が削られてしまった。全国的に議員
	は会派に属しているし、会派の決定により投票行動が規定される。ま
	た、会派が主導して議会のルールを決める。他の自治体では会派につ
	いて規定されていないものの、会派が議会のあり方に大きな影響を及
	ぼしていることから、会派を条例に入れることにこだわりたい。削ら れた理中は何か
	れた理由は何か。

・ 市民オンブズマンについては、説明書きにあるように積極的な賛意を 示すものが少数であったにもかかわらず記載されているはなぜか。ど のような議論があったのか。

編集委員会では議論が煮詰まらない場合には委員長と副委員長2名の計3名に一任された。その中である委員の意見で決まったようだ。

- ・ 正副委員長という特定個人の意見で議論が左右されるのはいかがなも のかと思う。起草委員会で会派の取扱いを議論し、取り入れていただ きたい。
- ・ 議会基本条例のようなものを作る際に入れられるかもしれない。
- ・ まだ議会基本条例が策定されるかわからない。そもそも国会では会派 に入っていないと質問することすらできない。そういった重要性を自 治基本条例に入れて、市民に知ってもらいたい。
- 素素案も出来た今の段階では、会派をどのように復活させるかについて具体的な文案とともに提案しないといけない。
- ・ (事務局)編集委員会の一委員が決めたというと誤解を招くかもしれない。議会、議員は地方自治法に明記されている。その一方で会派は法律で規定されていない。それを踏まえて、会派を入れるのは他自治体の状況を見ても違和感がある、という編集委員会全体の流れがあった。
- ・ 地方自治法に規定されていないから入れないということではないと考える。川口市として必要であると考えるなら入れても良いのではないか。
- ・ 会派に属していないと様々な制限がある。会派のうち一定人数以下の ものにはさらに制限される場合があるなど、大きな影響がある。
- ・ たとえば、議会は市民の意思が市政の運営に反映されるように政策提言しなければならないとあるが、会派もマニフェスト等を通じて政策 提言に影響を及ぼしている。
- ・ そう考えると、「議会は・・・政策提言する。」と言うのは間違いかも しれない。議会の条文の1文目の「議決」までは議会の権能だが、「政 策提言」は会派がすると考えるのが適当だ。その提言を受けて議会が 審議、議決するものと考える。修正が必要と考える。
- 政策提言については、「会派又は議員は」とすればよいと考える。
- ・ 基本的に、全体会で了承した素素案なので、これに従うのが筋ではないか。
- ・ 理由と代替案を出すことができれば、起草委員会で議論できる。
- ・ 素素案を超える案は運営調整部会で検討するとなっていると記憶して いる。
- ・ 素素案は尊重しなければならないが、2 案、3 案が併記されているので、 おかしい部分は部会で指摘できると考える。あくまでも素素案である。

起草委員会には、運営調整部会を通じて伝えていくということだ。

- ・ パブコメと素素案が矛盾している部分は起草委員会で議論できるのか。
- ・ 必要に応じて運営調整部会で意見を一旦扱う。
- ・3ページの責務のところで、「条例は権力者の統制が目的」とあるが、 この考えに従うのなら起草作業は非常に楽だ。しかし、第2検討部会 で議論してきた協働は統制の目的から外れてしまうと考える。本当に それでよいのかと言うことは疑問だ。「市域の住民が力を合わせて自治 を担う」ということが条例の目的だったはずだ。このような基本的な 部分は全員で議論すべきだと考える。

## . 運営調整部会の報告と意見

## 【運営調整部会の報告(各部会に諮る部分)】

- ・ 立石委員長宛で、ある団体から条例に関する意見書が提出された。取扱いについて議論する中で、各種団体に対する広報・PI活動を実施することも提起され、団体向け広報・PIについて各検討部会に諮ることとなった。
- ・ 協働について取り扱っている市民団体があるそうなので、策定委員の どなたかが出向いて意見を聞いたらどうかとの意見があった。
- ・ 市職員については対話集会を行うとの話だったので、団体向けも実施 したらどうかと考える。
- ・ 団体向けの対話集会もあってよいと考える。企業や商工会議所のご意見を聞く機会があっても良いと考える。

## 【各種団体に対する広報に関する意見】

- ・ 実施すべきと考えるが、素素案では町内会レベルでしか規定していない。市民団体や NPO についての条文を作るという趣旨で意見を聞くなら良いと考えるが果たして可能か。
- ・ 事業者の役割と言う部分で市民団体についても触れていると考えることも出来るが、普通は営利企業を想定するのでそのような解釈は難し そうだ。
- ・ どの団体に行くのか、という線引きが公平性の観点から議論になる可能性があり非常に難しい。商工会議所に入っていない企業もある。市民フォーラムで団体の方にも声がかかっていたとは考えている。
- ・ 素案が出来てしまってから意見集等が届いては取扱いに困る。団体に 今のうちに意見を出してもあるように書面等でお願いするというのは あるかもしれない。団体の範囲は、パートナーステーションに入って いる団体ということで決めることができるかもしれない。
- ・ 実施するとしたら、起草委員会が議論できるように早めに準備しなけ

ればならない。

・ その他の条例で事業者に関る規定を置く場合には、どのようにしているか。

(事務局)環境等で企業への関係がある場合には意見を聞いて、周知期間も設けている。今回の件は「パブコメを実施しているので、興味のある団体はそこにアクセスしてください。」という通知のみでも良い。ただし、記入資料等が同時に届くと丁寧で良いという面もある。

- ・ 団体に郵送する理由は、時間がないということよりも、今パブコメを 実施しているということの方がよいと考える。
- ・ 既に対話集会や市民フォーラムで意見を聞いてきた。意見を既にずいぶん頂いている中でこれ以上意見募集する意義は何か。逆に意見を出したのに反映されないことへの不満が生じないか疑問だ。団体については、少なくとも団体選出の委員から各自の団体に広報が出来ているはずだ。ここまで議論してきた中でこれ以上どこに変える余地があるのか疑問である。
- ・ まだ素素案が出来上がったばかりなので、これからより広報・PI活動をすべきではないのか。
- ・ 事務局に負担をかけて町会には相当広報をしたのに、関心が小さかった。これ以上団体(特に町会)に広報・PI活動することには個人的には疑問だ。市民の声を聞くことを重視してきたが、それは25人の市民公募委員で十分だ。
- せっかくパブリックコメントを行うし、しかも、まだ素素案そのもの をお渡しすることはできていないと考える。ぜひ行うべきだ。
- ・ 折衷案として、団体に「パブリックコメントを行っています。ぜひ意見をください。」という風に言うのはどうか。素素案まで送付してしまうと市民の中には、「なぜ団体にだけ素素案を送付したのか」、という人が出てくる恐れがある。
- ・ 興味がある人は対話集会に訪れたと考える。たとえば第 2 検討部会の 対話集会にも子育て NPO の方が来て意見表明していた。わざわざ別途 団体を抽出して送付することを不公平に感じる人もいると思う。
- ・ 団体と市民を同じように扱うのは難しいと考える。行政と一体になって活動を行う団体等には声を聞く必要があるのではないか。
- ・ そうするのであれば、もっと早く行うべきだったと考える。市民フォーラムの段階等でそのような働きかけを行う必要があったと考える。 策定期限が半年延びるのであれば個人的には良いが、今から団体に声をかける余裕は無いだろう。
- ・ 余裕があるかないかは 1 つの論点だが、団体に「パブリックコメント をするので意見をください。」という働きかけを行うのは一つの手だ。
- ・ そうであれば市民全体にそのような働きかけが届くようにならなけれ

ばならない。

・ 公民館全館に張り出し、チラシも設置し、書類も置くというのが市民 にも団体にも公平でよいのではないか。

### (まとめ)

・ <u>第 2 検討部会の結論は「市民や団体からより多くの意見を求めるため</u> に、公共施設等にポスター、チラシ及び素素案を設置して、意見をぜ ひ出していただけるように働きかける。」となった。

#### . 対話集会の報告

- ・ 広報活動を積極的に行った割には集客が芳しくなかったようだ。
- ・ アンケートは全員書いていただいたが、自由記述は少なかった。
- ・ 根本的な理念(市民による権力統制)等が定まれば起草作業は非常に 楽になり、パブコメへの対応等は容易にできる。ただし、少なくとも 市民による権力統制が根本理念になるべきではないと考える。
- ・ これまでの議論では「市民の主人公」とのフレーズから市民が権力を 持っているという前提だった。素素案の「市民による権力統制」とは 自分で自分の首をしめるということか。実体論と理論が混在している。

#### . 今後の日程、進め方

- ・ 既に素素案が出来上がっているので、起草委員会では抽象的で根拠薄 弱な修正意見は受け付けてもらえないだろう。
- ・ 今後議論するにあたり、文章化された形で意見を頂戴したい。10月31日(金)までに前もって意見を事務局までメール等で送付していただきたい。
- ・ 意見を記述する際にはフォーラムや対話集会のアンケートも参考に し、「なぜそう考えるのか」という自分の意見の正当性も記載していた だきたい。「この部分は絶対に残してもらいたい」という意見でもよい。
- ・ 運営調整部会については 11 月 17 日の前にもう 1 ~ 2 回開催する可能性がある。また、広報・PIチームの活動については、運営調整部会を待っているとパブコメ期限内に終わらない可能性があるため、別途進める。特に、素素案の宣伝と考えられる公共施設への配布等は、立石委員長から事務局に指示する形でスピーディーに進める。

(以上)

次回以降日程

第 27 回検討部会 11 月 6 日 (木) 18 時~

川口市職員会館 3階会議室